

新旧対照表

(別紙1)

【トルエンジイソシアナートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて（平成26年12月24日財関第1309号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>トルエンジイソシアナートに対して課する不当廉売関税に関する取扱いについて</p> <p>標記のことについて、「トルエンジイソシアナートに対して課する不当廉売関税に関する政令」（平成26年政令第415号。以下「令」という。）の施行に伴う取扱いについては、関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）の規定によるほか、下記により取り扱うこととしたので、了知ありたい。</p> <p>記</p> <p>1 原産地を証明した書類等の取扱い</p> <p>令第1条第1項第1号に規定するトルエンジイソシアナート（以下「トルエンジイソシアナート」という。）の輸入申告等（関税法（昭和29年法律第61号）第67条に規定する輸入申告、同法第7条の2第2項に規定する特例申告並びに同法第43条の3第1項（同法第61条の4において準用する場合を含む。）及び第62条の10の規定による承認の申請をいう。以下同じ。）の際の原産地の確認方法及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 原産地を証明した書類の提出</p> <p>イ 「原産地を証明した書類」とは、関税法施行令（昭和29年政令第150号）第61条第1項第1号に定める原産地証明書（令第1条第1項に規定する特定貨物に係るものを除く。）とする。輸入申告等を受理する</p>	<p>トルエンジイソシアナートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて</p> <p>標記のことについて、「トルエンジイソシアナートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」（平成26年政令第415号。以下「令」という。）の施行に伴う取扱いについては、関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）の規定によるほか、下記により取り扱うこととしたので、了知ありたい。</p> <p>記</p> <p>1 原産地を証明した書類等の取扱い</p> <p>(同左)</p> <p>(1) 原産地を証明した書類の提出</p> <p>イ (同左)</p>

新旧対照表

(別紙1)

【トルエンジイソシアナートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて（平成26年12月24日財関第1309号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>際には、通常の審査のほか、当該原産地証明書の確認を行うものとする。</p> <p>なお、原産地証明書の確認方法については、関税法基本通達68-3-8及び68-3-9の規定を準用する。</p> <p>また、郵便物に係る原産地証明書の確認方法についても、これによるものとする。</p> <p>□ 令第3条第2項において準用する関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第28条ただし書の規定により、原産地証明書の提出を猶予する場合の「災害その他やむを得ない理由」の意義については、関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）8の2-7の規定を準用する。</p> <p>この場合における提出猶予の申請は、「トルエンジイソシアナートに対して課する不当廉売関税に係る原産地証明書提出猶予申請書」（別紙様式1）2通（原本、通知用）を提出することにより行い、提出を猶予するときは、猶予期間を記載し、うち1通（通知用）に承認印を押なつして申請者に交付する。この場合における猶予期間は、原則として2か月以内で適當と認める期間とするものとする。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>2 不当廉売関税が課されるトルエンジイソシアナートの納税申告の方法</p> <p>令第1条第1項に規定する<u>不当廉売関税</u>が課される特定貨物の納税申</p>	<p>□ 令第3条第2項において準用する関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第28条ただし書の規定により、原産地証明書の提出を猶予する場合の「災害その他やむを得ない理由」の意義については、関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）8の2-7の規定を準用する。</p> <p>この場合における提出猶予の申請は、「トルエンジイソシアナートに対して課する<u>暫定的な不当廉売関税</u>に係る原産地証明書提出猶予申請書」（別紙様式）2通（原本、通知用）を提出することにより行い、提出を猶予するときは、猶予期間を記載し、うち1通（通知用）に承認印を押なつして申請者に交付する。この場合における猶予期間は、原則として2か月以内で適當と認める期間とするものとする。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>2 <u>暫定</u>不当廉売関税が課されるトルエンジイソシアナートの納税申告の方法</p> <p>令第1条第1項に規定する<u>暫定的な関税</u>（以下「<u>暫定不当廉売関税</u>」と</p>

新旧対照表

(別紙1)

【トルエンジイソシアナートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて（平成26年12月24日財関第1309号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
告については、次のように行うものとする。なお、特定貨物については、 関税法基本通達67-4-17に規定する取扱いによることはできないこと に留意する。	いう。)が課される特定貨物の納税申告については、次のように行うもの とする。なお、特定貨物については、関税法基本通達67-4-17に規定する 取扱いによることはできないことに留意する。
(1) 一般税率による関税（令第4条に規定する法別表の税率による関税を いう。以下「一般関税」という。）に係る申告事項は関税に関する欄に、 不当廉売関税に関する申告事項は内国消費税等に関する欄の上欄に、消 費税に係る申告事項は内国消費税等に関する欄の中欄に、地方消費税に 係る申告事項は内国消費税等に関する欄の下欄に、それぞれ記載する。	(1) 一般税率による関税（令第4条に規定する法別表の税率による関税を いう。以下「一般関税」という。）に係る申告事項は関税に関する欄に、 <u>暫定</u> 不当廉売関税に関する申告事項は内国消費税等に関する欄の上欄 に、消費税に係る申告事項は内国消費税等に関する欄の中欄に、地方消 費税に係る申告事項は内国消費税等に関する欄の下欄に、それぞれ記載 する。
(2) (省略)	(2) (同左)
(3) 不当廉売関税に関する申告事項の記載要領については、次による。	(3) <u>暫定</u> 不当廉売関税に関する申告事項の記載要領については、次による 。
<p>① 「 <input type="text" value="酒"/> <input type="text" value="石"/> <input type="text" value="消"/> <input type="text" value="地"/> <input type="text"/> <input type="text"/> の欄中 」 「 <input type="text" value="地"/> <input type="text"/> の次に 」 「 <input type="text" value="AD"/> <input type="text"/> と記載させる。 」</p> <p>なお、「AD」は、不当廉売関税を表すものとする。</p> <p>② 「単位」欄には、「輸入統計品目表」に定める統計単位である「KG</p>	<p>① 「 <input type="text" value="酒"/> <input type="text" value="石"/> <input type="text" value="消"/> <input type="text" value="地"/> <input type="text"/> <input type="text"/> の欄中 」 「 <input type="text" value="地"/> <input type="text"/> の次に 」 「 <input type="text" value="暫AD"/> <input type="text"/> と記載させる。 」</p> <p>なお、「<u>暫AD</u>」は、<u>暫定</u>不当廉売関税を表すものとする。</p> <p>②～④ (同左)</p>

新旧対照表

(別紙1)

【トルエンジイソシアナートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて（平成26年12月24日財関第1309号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>」を記載する。</p> <p>③ 「正味数量」欄には、一般関税の場合と同数量を記載する。</p> <p>④ 「内国消費税課税標準額」欄には、一般関税の場合と同一の申告価格（CIF）を邦価で記載する。</p> <p>⑤ 「種別等・税率」欄には、適用する不当廉売関税の税率を記載する。</p> <p>⑥ 「内国消費税等税額」欄には、不当廉売関税の額を邦価で円単位まで記載する。</p> <p>⑦ 「税額合計」欄には、「関税」欄中「関税」を「一般関税」と訂正し、一般関税の額（合計額の100円未満は切り捨て）を記載する。また、2欄目の右欄に「AD税」と記載し、左欄に不当廉売関税の額（合計額の100円未満は切り捨て）を記載する。</p> <p>(4) 納付すべき一般関税及び不当廉売関税の納期限を延長する場合の記載要領については、次による。</p> <p>① 「納期限の延長に係る事項」欄中「関税」欄を「一般関税」と訂正のうえ、一般関税に係る延長する税額を記載する。また、「税」欄に「AD税」と記載し、不当廉売関税に係る延長する税額を記載する。</p> <p>② 「延長しない税額」欄には、一般関税の額及び不当廉売関税の額からそれぞれの納期限の延長に係る税額を差し引いた税額を記載する。</p> <p>(5) (省略)</p>	<p>⑤ 「種別等・税率」欄には、適用する<u>暫定</u>不当廉売関税の税率を記載する。</p> <p>⑥ 「内国消費税等税額」欄には、<u>暫定</u>不当廉売関税の額を邦価で円単位まで記載する。</p> <p>⑦ 「税額合計」欄には、「関税」欄中「関税」を「一般関税」と訂正し、一般関税の額（合計額の100円未満は切り捨て）を記載する。また、2欄目の右欄に「<u>暫</u>AD税」と記載し、左欄に<u>暫定</u>不当廉売関税の額（合計額の100円未満は切り捨て）を記載する。</p> <p>(4) 納付すべき一般関税及び<u>暫定</u>不当廉売関税の納期限を延長する場合の記載要領については、次による。</p> <p>① 「納期限の延長に係る事項」欄中「関税」欄を「一般関税」と訂正のうえ、一般関税に係る延長する税額を記載する。また、「税」欄に「<u>暫</u>AD税」と記載し、<u>暫定</u>不当廉売関税に係る延長する税額を記載する。</p> <p>② 「延長しない税額」欄には、一般関税の額及び<u>暫定</u>不当廉売関税の額からそれぞれの納期限の延長に係る税額を差し引いた税額を記載する。</p> <p>(5) (同左)</p>

新旧対照表

(別紙1)

【トルエンジイソシアナートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて（平成 26 年 12 月 24 日財関第 1309 号】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前																																								
<p>3 免税等</p> <p>一般関税について条約又は関税定率法その他関税に関する法律の規定により関税が軽減又は免除される貨物である場合においては、不当廉売関税についても同様に軽減又は免税されることとなるので留意する。</p>	<p>3 免税等</p> <p>一般関税について条約又は関税定率法その他関税に関する法律の規定により関税が軽減又は免除される貨物である場合においては、<u>暫定</u>不当廉売関税についても同様に軽減又は免税されることとなるので留意する。</p>																																								
<p>4 不当廉売関税が課される申告の端数計算</p> <p>不当廉売関税が課される場合の端数計算は、次のとおりとなるので留意する。</p> <p>(例)</p> <table> <tr> <td>① 一般関税 (CIF 價格)</td> <td>(税率 (特恵税率))</td> </tr> <tr> <td>3,285,932円</td> <td>無税</td> </tr> <tr> <td>↓</td> <td>↓</td> </tr> <tr> <td>$3,285,000 \times 0 =$</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(端数処理後)</td> </tr> </table> <p>② 不当廉売関税 (CIF 價格) (税率)</p> <table> <tr> <td>3,285,932円</td> <td>69.4%</td> </tr> <tr> <td>↓</td> <td>↓</td> </tr> <tr> <td>$3,285,000 \times 0.694 =$</td> <td>2,279,790円 (端数処理前)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">↓</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2,279,700円 (端数処理後) (納付税額)</td> </tr> </table>	① 一般関税 (CIF 價格)	(税率 (特恵税率))	3,285,932円	無税	↓	↓	$3,285,000 \times 0 =$	0 円	(端数処理後)		3,285,932円	69.4%	↓	↓	$3,285,000 \times 0.694 =$	2,279,790円 (端数処理前)	↓		2,279,700円 (端数処理後) (納付税額)		<p>4 <u>暫定</u>不当廉売関税が課される申告の端数計算</p> <p><u>暫定</u>不当廉売関税が課される場合の端数計算は、次のとおりとなるので留意する。</p> <p>(例)</p> <table> <tr> <td>① 一般関税 (CIF 價格)</td> <td>(税率 (特恵税率))</td> </tr> <tr> <td>3,285,932円</td> <td>無税</td> </tr> <tr> <td>↓</td> <td>↓</td> </tr> <tr> <td>$3,285,000 \times 0 =$</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(端数処理後)</td> </tr> </table> <p>② <u>暫定</u>不当廉売関税 (CIF 價格) (税率)</p> <table> <tr> <td>3,285,932円</td> <td>69.4%</td> </tr> <tr> <td>↓</td> <td>↓</td> </tr> <tr> <td>$3,285,000 \times 0.694 =$</td> <td>2,279,790円 (端数処理前)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">↓</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2,279,700円 (端数処理後) (納付税額)</td> </tr> </table>	① 一般関税 (CIF 價格)	(税率 (特恵税率))	3,285,932円	無税	↓	↓	$3,285,000 \times 0 =$	0 円	(端数処理後)		3,285,932円	69.4%	↓	↓	$3,285,000 \times 0.694 =$	2,279,790円 (端数処理前)	↓		2,279,700円 (端数処理後) (納付税額)	
① 一般関税 (CIF 價格)	(税率 (特恵税率))																																								
3,285,932円	無税																																								
↓	↓																																								
$3,285,000 \times 0 =$	0 円																																								
(端数処理後)																																									
3,285,932円	69.4%																																								
↓	↓																																								
$3,285,000 \times 0.694 =$	2,279,790円 (端数処理前)																																								
↓																																									
2,279,700円 (端数処理後) (納付税額)																																									
① 一般関税 (CIF 價格)	(税率 (特恵税率))																																								
3,285,932円	無税																																								
↓	↓																																								
$3,285,000 \times 0 =$	0 円																																								
(端数処理後)																																									
3,285,932円	69.4%																																								
↓	↓																																								
$3,285,000 \times 0.694 =$	2,279,790円 (端数処理前)																																								
↓																																									
2,279,700円 (端数処理後) (納付税額)																																									

新旧対照表

(別紙1)

【トルエンジイソシアナートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて（平成26年12月24日財関第1309号）】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>③ 消費税 (内国消費税等課税標準額) (税率) $3,285,932+0+2,279,700=5,565,632$円 6.3% $5,565,000 \times 0.063 = 350,595$円 (端数処理前) (端数処理後) ↓ 350,500円 (端数処理後) (納付税額)</p>	<p>③ 消費税 (内国消費税等課税標準額) (税率) $3,285,932+0+2,279,700=5,565,632$円 6.3% $5,565,000 \times 0.063 = 350,595$円 (端数処理前) (端数処理後) ↓ 350,500円 (端数処理後) (納付税額)</p>
<p>④ 地方消費税 (税率) $350,500$円 17/63 $350,500 \times 17 \div 63 = 94,579$円 (端数処理前) (円位未満切り捨て) ↓ 94,500円 (端数処理後) (納付税額)</p>	<p>④ 地方消費税 (税率) $350,500$円 17/63 $350,500 \times 17 \div 63 = 94,579$円 (端数処理前) (円位未満切り捨て) ↓ 94,500円 (端数処理後) (納付税額)</p>
<p>5 納付手続等 不当廉売関税の納付手続等については、次による。 (1) 不当廉売関税の「納付書」(C-1010)は、関税に係る納付書を使用し、一般関税とは別に作成して、納付する。 なお、納付書の各片には、その余白部分に「AD」と朱書きし、不当廉売関税の納付であることを明確にする。 (2) 国税収納金整理資金の管理において、徴収決定済額の登録は、一般関税と不当廉売関税を別々に行うこととする。</p>	<p>5 納付手続等 <u>暫定</u>不当廉売関税の納付手続等については、次による。 (1) <u>暫定</u>不当廉売関税の「納付書」(C-1010)は、関税に係る納付書を使用し、一般関税とは別に作成して、納付する。 なお、納付書の各片には、その余白部分に「<u>暫AD</u>」と朱書きし、<u>暫定</u>不当廉売関税の納付であることを明確にする。 (2) 国税収納金整理資金の管理において、徴収決定済額の登録は、一般関税と<u>暫定</u>不当廉売関税を別々に行うこととする。</p>
6 還付の請求の取扱い	

新旧対照表

(別紙1)

【トルエンジイソシアナートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて（平成26年12月24日財関第1309号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>令第5条に規定する還付の請求の取扱いは、次によるものとする。</p> <p>(1) <u>関税定率法第8条第32項の規定に基づく還付の請求（以下「還付請求」という。）は、「トルエンジイソシアナートに対して課された不当廉売関税に係る還付請求書」（別紙様式2。以下「還付請求書」という。）2通（原本、財務大臣送付用）（計算証明規則（昭和27年会計検査院規則第3号）第2条第1項の規定により会計検査院へ「財務省の計算証明に関する指定について」（平成4年会計検査院訓令4検第412号）第3章第6第1項(2)《国税収納金整理資金支払命令額計算書の証拠書類の指定》に規定する書類を送付する必要がある場合（同章第6第2項の規定により支払決定の額が300万円を超えないものを除く。）には、1通を加える。）を税関長に提出させるものとする。</u></p> <p>(2) <u>還付請求があった場合には、還付請求書のほか、次の証拠その他要還付額があることの十分な証拠を添付させることとなるので留意する。</u></p> <p>イ <u>令第5条に規定する計算期間において、令第1条第1項第2号に規定する國の需要者に販売したトルエンジイソシアナートの販売価格に関する証拠</u></p> <p>ロ <u>令第5条に規定する計算期間において、令第1条第1項第2号に規定する國から本邦に向けて輸出されたトルエンジイソシアナートに係る生産者の諸経費、利潤等に関する証拠</u></p> <p>(3) <u>還付請求書が提出された場合の取扱いについては、次によるものとする。</u></p> <p>イ <u>受理担当官は、当該請求書の形式要件を審査し、適正であると認め</u></p>	

新旧対照表

(別紙1)

【トルエンジイソシアナートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて（平成26年12月24日財関第1309号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>られる場合は、統括審査官の決裁を受けた後に、これを受理するものとする。</p> <p>ロ 統括審査官は、受理した請求書を（支署、出張所にあっては、通関総括担当部門の統括審査官を経由して）本関の通関総括部門担当の統括審査官に送付する。</p> <p>ハ 本関の通関総括部門担当の統括審査官は、当該書類について必要な決裁を受けた後、当該請求書及び上記(2)に規定する添付書類1通を、関税局業務課を経由して財務大臣に送付するものとする。</p>	